

学校法人松柏学院倉吉北高等学校 いじめ防止対策基本方針

1 基本方針策定の考え方

本校では、「いじめ防止対策推進法」を踏まえ、いじめのない学校づくりを推進する。学校は、生徒が安全で安心して学校生活を送ることができる教育環境を整備するとともに、自尊感情や規範意識、他を思いやる心を育てながら、生徒間の良好な人間関係の構築を図る。そして、将来、地域社会に貢献できる人材の育成を目指す。

(1) いじめ問題に関する基本的な認識

- ① いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。
- ② いじめはどの生徒にも、どの学校でも起こりうる可能性がある。
- ③ いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす可能性があり、いかなる理由があろうとも人間として絶対に許されない行為である。
- ④ いじめの未然防止、発生時の対応、解決に向けた取り組みについては、教職員や保護者、及び関係機関がそれぞれの立場での責任を果たすとともに、互いに連携をとり、組織的な対応を行う。
- ⑤ 教職員も生徒もいじめを認識していながら放置することが無いよう、いじめに対する認識を深め、防止に取り組む。

(2) 具体的ないじめの態様

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視。
- ・わざとぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、私物を壊されたり捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯・スマホで誹謗中傷や嫌なことをされる。

(3) いじめ防止に関する方針

- ① 「倉吉北高等学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ防止のための、年間を通しての取り組みを計画し、実施する。
- ② いじめの防止等のための対策に関する教職員の資質の向上を図るため、研修を計画し実施する。(生徒の変化への早めの対応、アプローチの方法)
- ③ インターネット等を通じて行われるいじめの防止等のための対策の一層の推進を図る。(法19条) (ネットパトロール等への協力依頼)
- ④ いじめに直面したときに、適切な行動ができる生徒の育成を目指す。(人権教育部とも協力)
- ⑤ 定期的にアンケート調査を実施し、生徒の状況を把握する。(QU等も含む)
- ⑥ 個々の教員が抱え込むことなく組織で対応し、学校を挙げていじめの防止等に取り組む。

(4) いじめへの対処に関する方針

- ① 在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときには、速やかにいじめの有無等の確認を行う。
- ② いじめを確認した際には、「いじめ防止対策委員会」を中心に調査を行い、必要に応じて調査のための組織を設け、調査を行う。
- ③ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められるとき。特に生徒の心身又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、生徒指導部、所轄警察等と連携して対処する。
- ④ いじめをやめさせ、再発を防止するため、いじめを受けた生徒や保護者に対する支援及びいじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言・指導を継続的に行う。
- ⑤ 事象発生後に、いじめを受けた生徒と、いじめを行った生徒が、共に充実した学校生活を送れるような指導・助言を継続する。

2 「重大事態」への対処

(1) 重大事態とは？（法による定義）

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合にはその事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同様の事態の発生防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。

(2) 具体的な重大事態の態様

- ・生徒が自殺をする、自殺行為を行う、自殺を考える・ほのめかす。
- ・身体に重大な傷害を負った場合。
- ・金品等に重大な被害を被った場合。
- ・精神性の疾患を発症した場合。
- ・いじめが原因で年間30日相当の欠席をした場合

(3) 重大事態に対しての学校の動き

- ① いじめにより在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる等法第二十八条に規定する重大事態または、生徒の重大な事故が発生した場合には、速やかに知事に報告するとともに委員会又は調査のための組織を設け、調査を行う。
- ② 委員会又は調査のための組織を設ける際には、専門的な知識及び経験を有する第三者の参加を図り、公平性・中立性が確保されるように努め、いじめの原因・実態の検証・解決に取り組む。
- ③ 重大事態に関わる調査を行った際には、その結果を知事に報告する。
- ④ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして知事に報告するとともに調査報告等にあたる。

(4) 重大事態への具体的な取り組み

- ① 的確な情報収集
- ② 緊急校内対策会議
- ③ 調査による実態把握
- ④ 解決に向けた指導・援助
- ⑤ 継続指導・経過観察
- ⑥ 再発防止

(5) 関係機関との連携

- ・ 県 総合教育推進課
- ・ 県教育委員会 いじめ・不登校総合対策センター 高等学校課
- ・ 所轄警察署 (スクールサポーター)
- ・ スクールカウンセラー
- ・ 専門医師
- ・ 児童相談所
- ・ 弁護士 等

3 附則

平成26年4月1日施行

令和4年4月1日一部改訂

倉吉北高等学校 いじめ防止対策委員会

(1) いじめ防止対策組織の構築

いじめ防止対策推進法第二十二条（平成25年6月制定）に基づき、本校に「いじめ防止対策委員会」を設置する

(2) 構成員

委員長 教頭

委員 生徒指導部長、生徒指導主任、人権教育部長、保健部長、
教育相談主任、当該学年主任、当該学級担任、該当部活顧問
(専門医スクールカウンセラー、警察スクールサポーター、弁護士等)

※学校全体で組織的に対応するため、適宜、事案に関する情報や取り組み状況を全教職員に報告。情報を共有し、共通理解の下に、意見を反映させながら取り組みを具体的に検討・実施する。

(3) 主な業務内容と具体的な取り組み

- ① いじめ事案発生、いじめ情報、いじめ相談を受け委員会を開催。
- ② 基本方針に基づいて、いじめ事案として対応すべきかどうかの検討。
- ③ いじめ事案と認識した場合、情報を収集し、調査・記録を行う。
- ④ 関係機関との速やかな連絡と迅速な対応を行う。
- ⑤ いじめを受けた生徒のケア、経過観察を行う。
- ⑥ いじめを行った生徒への継続的な指導、経過観察を行う。
- ⑦ 取り組みに対しての評価会を開き、未然及び再発防止に向けた取り組みを検討する。
- ⑧ 教職員対象の研修会を開催し、いじめの早期発見のためのアンケート調査を実施する。